

令和5年度古川小学校新職員紹介

令和5年度古川小学校に赴任された、8名の先生を紹介いたします。



校長
野口易子先生



4年生担任
丸山直幹先生



5年生担任
尋木奏百先生



古川ルーム担任
堤成寿先生



くすのきルーム担任
田島広喜先生



ことばの教室くまルーム
末法千明先生



特別支援教育支援員
野田智子先生



給食調理員
永田由記子先生

鶴田デイサービス

4月26日(水)鶴田デイサービスに、「デイサービスぼれぼれ」さんをお迎えして行われました。今回3度目ということで、皆さん楽しみにされていたようです。最初に華やかなチャイナドレスを身にまとって踊りを披露されました。次に音楽交流ということで、アコーディオンオルガンとギター、タンバリンに合わせて歌を歌いました。1曲ずつ歌い終わると、合言葉で盛り上がりました。声を出し気持ち良く晴れやかに帰ることができました。



古川校区コミュニティ協議会



【令和5年6月1日発行】

～ふれ愛・ささえ愛・たすけ愛あふれるまち、古川～
発行責任者：服部喜代次

事務所開所日

2023年6月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

2023年7月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

行事予定 (6月1日～6月30日)

6月1日	木	第154号「和っしょい古川」発行
6月2日	金	地域支援員連絡会議
6月3日	土	民生委員・児童委員
6月4日	日	PTA資源回収1回目
6月7日	水	コミュニティ自動車運営協議会・第3回役員会
6月9日	金	新溝デイサービス・久恵デイサービス
6月10日	土	筑后市クリーン作戦
6月14日	水	桑鶴デイサービス
6月20日	火	北長田デイサービス
6月21日	水	町デイサービス・南デイサービス
6月23日	金	鶴田デイサービス・新溝デイサービス
6月26日	月	第155号広報委員会
6月30日	金	第155号「和っしょい古川」発行 民生委員さんとの情報交換会(古川小)

各行事予定につきましては、コロナ感染拡大予防の為、中止されるところも有りますので関係者へご確認ください。

～事務所開所時間～

■ はお休みです。開所時間 9:00～17:00

※火曜日、日曜日、祝日はお休みです。

*コミュニティ協議会へのご意見、ご要望をお待ちしています。

*問い合わせ先 ☎53-7588 古川校区コミュニティ協議会まで

✉ : furukawa-kouku@outlook.jp

南部出張所講座「ぼうさい落語」のご案内

- ・日時：6月26日(月) 10:00～11:30
- ・場所：桑鶴公民館
- ・講師：福々亭 金太郎さん
- ・受講料：無料
- ・定員：20人程度 (申込多数の場合は抽選)
- ・申込み：6月12日(月) ※15時迄下記へ



日・祝日は17:15まで
※申込問い合わせ 筑後市中央公民館(サンコア) 電話 0942-53-2178 (8:30～22:00)

第13回 なぜ今コミュニティバスなのか？

古川校区コミュニティ自動車運行規程（案）

この規程は、古川校区コミュニティ自動車（以下、「コミュニティ自動車」という。）の運行に関し、必要な事項を定めるものとする。

【基本事項】

1. コミュニティ自動車の運行（以下、「運行」という。）は、古川校区から筑後市内の決められた停留所までの循環コースを運行する。
2. コミュニティ自動車の利用者は、次に掲げる事項を了承しなければ利用することができない。
 - ① コミュニティ自動車はタクシーではないため、個々の利用者の要望及び要求を満たすことは困難であること。
 - ② コミュニティ自動車の運転手（以下、「運転手」という。）は、運転に関して安全運転には十分配慮するが、不慮の事故等万が一の場合は、筑後市が加入する自動車保険の範囲内での保障となること。

【定時運行】

3. 運行は、毎週火曜日から金曜日までの週4日、1日あたり5便とする。ただし、第5便は、循環コースの逆回りコースとする。
4. 運休日は、次のとおりとする。
 - ① 月曜日、土曜日、日曜日及び国民の祝日並びに休日
 - ② 5月1日から5月5日まで
 - ③ 8月13日から8月15日まで
 - ④ 12月29日から1月3日まで
 - ⑤ その他天候又は道路事情等により、運行が困難な日
5. 車椅子利用者は、コミュニティ自動車に乗降できない。ただし、車椅子から降りて乗降できる者で、介助者が同乗する場合は、車椅子（折りたたみ式に限る。）を車内に積み込むことはできるものとする。

【運営協力金】

6. コミュニティ自動車を利用する者（以下、「利用者」という。）及び当該自動車の運行の趣旨に賛同する者は、賛助会員として年額4,000円を支払うものとする。なお、年度中途からの利用者は、月額400円に利用月数を乗じた額（4,000円を上限とする。）を支払うものとする。

【バスの利用】

7. 利用者は、会員証（会員番号入りネームプレート）の交付を受け、乗車時には必ず携帯し、運転手に提示しなければならない。
8. コミュニティ自動車の運休日には、各種団体の行事への有効活用に資するため、当該自動車を貸し出しできるものとする。この場合において、借り受ける団体は、次に掲げる条件を承諾のうえ、コミュニティ自動車利用申込書を提出し、許可を受けなければ当該自動車を借り受けることができない。

- ① コミュニティ自動車を運転する者は、借り受ける団体で配置すること。
- ② 燃料費は、借り受ける団体で負担すること。
- ③ 借り受け日数に応じた協力金を支払うこと。

9. コミュニティ自動車の運休日であっても、コミュニティ協議会が利用するとき及び車の点検等の場合は貸し出しはしない。

【運転手】

10. コミュニティ自動車の運転手（以下、「運転手」という。）は有償ボランティアとし、謝礼金は日額5,000円とする。
11. 運転手は概ね3名とし、一人当たりの乗車日数は概ね週2日とする。
12. 運転手の勤務時間は、午前8時30分から午後3時30分程度とし、途中に休憩時間を1時間設ける。
13. 運転手は、運行前・運行後に呼気中のアルコール検査を受けなければならない。なお、アルコールが検出された場合は、基準値以下でも運転できない。
14. 運転手は、古川校区内から募集することを原則とし、困難な場合は他の校区等から募集することができる。
15. 運転手の条件は、次のとおりとする。
 - ① 普通自動車運転免許証所持者
 - ② 概ね70歳までの健康な者
 - ③ 有償ボランティアの趣旨を理解している者
 - ④ 採用時及び採用後は年1回、健康診断を受診すること。（費用は、古川コミュニティ自動車運営協議会（以下、「運営協議会」という。）が負担する。）
 - ⑤ 運営協議会が要請する会議及び研修会に無償で出席することができる者
16. 運転手は、毎日の運行前に車両点検を行うとともに、運行終了後には運行日誌への記入及び車内清掃、維持管理を行い、指定場所に駐車、施錠しなければならない。

【委任】

17. この規程に定めるもののほか、必要な事項は運営協議会会長が定める。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

令和5年度筑後市クリーン作戦



環境行政の推進にご協力感謝申し上げます。

下記によりクリーン作戦が行われます。

- 1, 日 時： 6月10日(土) 午前8時
- 2, 集合場所： 古川小学校



※クリーン作戦は地域住民や市民団体が一体となった清掃行動により、誰もが暮らしやすいまちづくりをめざすと共に、市民への啓発と市民参加によるごみ減量、再資源化及び、環境美化に寄与することを目的としています。

【お問い合わせ】 筑後市市民生活部かんきょう課 電話 0942-53-4120